

【風水害等編】

風水害等編 目次

第1章 風水害等編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱	1
第2節 北杜市の概況	10
第3節 災害の想定	11
第2章 災害予防計画	14
第1節 地域防災力の向上	14
第2節 防災知識の普及・啓発	14
第3節 防災施設等の整備	14
第4節 火災予防対策	14
第5節 風水害等予防対策	15
第6節 雪害予防対策	17
第7節 特殊災害予防対策	18
第8節 応急活動体制の整備	20
第9節 要配慮者対策	20
第3章 災害応急対策計画	21
第1節 応急活動体制	21
第2節 情報の収集伝達・広報	24
第3節 広域応援体制	29
第4節 消火・救助活動	29
第5節 交通輸送	29
第6節 災害警備	29
第7節 避難対策	30
第8節 医療対策	33
第9節 食料・飲料水等の供給	33
第10節 災害廃棄物処理	33
第11節 住宅等対策	33
第12節 遺体の捜索・処理・埋葬	33
第13節 応急教育	33
第14節 生活関連施設の応急対策	33
第15節 被災者の生活支援	34
第16節 災害ボランティア活動	34
第17節 事故災害対策	35
第18節 雪害対策	39
第19節 火山災害対策	41
第20節 原子力災害対策	44
第21節 災害救助法の適用	47
第4章 災害復旧・復興対策計画	48
第1節 災害復旧	48
第2節 激甚災害の指定に関する計画	48
第5章 水防計画	49
第1節 総則	49

第2節	水防組織	51
第3節	重要水防箇所	52
第4節	予報及び警報	53
第5節	水防活動	58
第6節	水防信号	62
第7節	協力応援	63
第8節	費用負担と公用負担	65
第9節	水防報告	67
第10節	水防訓練	70
第11節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	71

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

第1 防災関係機関の役割

1 北杜市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 山梨県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

※指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定公共機関：NTT 東日本等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において、電気、ガス等の公益的事業を営む法人で知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 北杜市

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
- キ 減災力の強いまちづくりの推進
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示等の発令
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 峡北広域行政事務組合消防本部

- ア 消防力の整備
- イ 防災教育訓練
- ウ 災害の予防、警戒及び防ぎよ
- エ 災害時の避難、救助及び救急
- オ 消防団との連絡調整
- カ その他災害対策

3 山梨県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示、市町村が避難指示等を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

4 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）

イ 融資関係

- (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

(2) 関東農政局（山梨支局）

ア 災害予防

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導

(イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

イ 災害応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告

(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保

(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給

(エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除

(オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員

(カ) 応急用食料の調達・供給対策

ウ 災害復旧

(ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施

(イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

(3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

イ 民有林直轄治山事業の実施

ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東経済産業局

ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保

ウ 被災中小企業の振興

(5) 関東東北産業保安監督部

ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保

イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策

(6) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(7) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し

ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(8) 山梨労働局

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- (9) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）
 - 管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。
 - ア 防災対策の基本方針等の策定
 - イ 災害予防
 - (ア) 災害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
 - ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送
 - (ケ) 代替輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) ライフライン施設の応急復旧
 - (シ) 地方自治体等への支援
 - (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
 - (セ) 災害発生時における広報
 - (ソ) 自発的支援への対応
 - (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
 - エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (10) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

5 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

6 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社 NTT ドコモ（山梨支店）
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。
- (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

- キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本銀行（甲府支店）
 - ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
 - イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況、避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

7 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- (3) ガス供給機関（一般社団法人山梨県 LP ガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（一般社団法人山梨県医師会、一般社団法人北巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 梨北農業協同組合、峡北森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっせん
 - エ 農林業生産資材等の確保、あっせん
- (2) 北杜市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

9 その他の公共的団体

- (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、北杜市社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (2) 山梨県ボランティア協会

- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (3) 協定締結事業者・団体等
市が実施する防災に関する対策への協力

第3 住民、自主防災組織及び事業所の責務

1 市民（自助）

- (1) 自宅の浸水対策
- (2) 最低3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料及び物資の備蓄
- (3) 地域の災害危険箇所、緊急避難場所・避難所、避難経路の確認及び災害の教訓等の把握
- (4) 家族内の連絡体制等の確認
- (5) 自主防災組織への加入、自主防災活動への参加

2 自主防災組織（共助）

- (1) 自主防災組織の体制整備
- (2) 地区防災計画の策定
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練、避難所運営訓練等の実施
- (4) 防災知識の普及・啓発及び地域の危険箇所の周知
- (5) 防災資機材の購入及び点検
- (6) 災害時の情報の収集、初期消火及び救助活動
- (7) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
- (8) 避難所の開設及び運営

3 事業所（自助）

- (1) 管理施設及び設備の浸水対策及び安全対策
- (2) 自衛消防隊等の結成
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練等の実施
- (4) 最低3日分の飲料水、食料及び物資の備蓄
- (5) 従業員への防災知識の普及・啓発及び災害時の行動の周知
- (6) 地域の自主防災活動への参加及び協力
- (7) 事業の継続への取り組み

第2節 北杜市の概況

地震災害編 第1章第2節「北杜市の概況」に準ずる。

第3節 災害の想定

第1 風水害等の履歴

過去に発生した風水害等の履歴は、次のとおりである。

〈市における風水害等の履歴〉

災害発生日	地区	被害状況
明治29.9.8	須玉	大雨により江草村において流失戸数7戸、負傷者30名
明治31.9.5	須玉	激雨、猛風に襲われ、須玉川が氾濫。堤防決壊、橋梁流失、家屋倒壊
明治31.9.6	大泉	宮川沿岸地域の水害による家屋の崩壊流失90戸、死者55人、負傷者50人の被害
明治34.8.1	武川	人的被害4人、家屋被害24戸、耕地被害40ha
明治39.7.15	須玉	降雨が激しく大出水に至り、増富村、江草村、津金村において山崩れにより家屋倒壊、大洪水により家屋流出
大正3.8.2	武川	人的被害1人、家屋被害6戸、耕地被害50ha
昭和15.2.28	須玉	民家から出火し、人家27戸、55棟を焼き山林に飛び火。県下山林火災では最大
昭和18.9.5	長坂	流失家屋1戸 死者1人
昭和33.5.13		50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
昭和34.8.14		風水害共に稀にみる大規模な台風7号により被害甚大。前夜から早朝にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
昭和34.9.26		台風15号(伊勢湾台風)来襲し、道路や橋梁流失・決壊、山崩れ、堤防決壊、家屋の全壊、半壊多数
昭和36.6.25	須玉	梅雨前線が活発化し豪雨に襲われる。流失家屋3戸、床上浸水4戸、床下浸水34戸
昭和36.6.28	長坂	床下浸水50戸 道路損壊5箇所 橋梁流失6箇所
昭和36.9.16	長坂	家屋半壊6戸 一部破損14戸 道路損壊1箇所 堤防決壊2箇所
昭和38.1.21	長坂	家屋全壊2戸 半壊5戸 一部破損5戸
昭和40.9.17	須玉	台風24号に伴う集中豪雨により各河川氾濫、堤防護岸決壊。床上浸水家屋23戸、床下浸水家屋86戸
昭和40.9.18	長坂	台風24号により、床下浸水13戸、道路破壊6箇所、橋梁流失1箇所
昭和41.6.27	須玉	台風4号により道路決壊、橋梁流失、護岸・堤防決壊
昭和41.6.28	長坂	台風4号により床下浸水102戸、道路破壊1箇所
昭和57.8.1		台風10号及び熱帯低気圧により道路の寸断、橋梁の破損を始め県下全域に被害発生、死者7人。全消防団員が警戒、水防作業にあたる。
昭和57.8.12	大泉	台風10号により耕地に被害
昭和57.9.11	須玉	台風18号により町内各地に被害が発生、全消防団員が警戒、水防作業にあたる。
昭和57.9.12	大泉	台風18号により道路、河川、耕地等の被害
昭和58.8.15		台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人
昭和58.8.16	須玉	台風5号により町内各地に被害が発生、全消防団員が警戒、水防作業にあたる。市民1人が土砂に巻き込まれ死亡
平成3.9.18・19		秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害
平成5.6～9		長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稻に甚大な冷害、被害額約20億円

第1章 風水害等編の概要
第3節 災害の想定

平成10. 1. 8～16		8日、12日、15日と続けての降雪により県下に被害 最深積雪 甲府49cm、河口湖89cm
平成14. 7. 10	須玉	台風6号により「のろしの里ふれあい公園」の流失、下八巻地区町道の崩落、小森川林道崩落など被害額 1億8,031万円にのぼる。
平成15. 8. 8～9		台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部損壊3棟等被害総額約10億46百万円
平成26. 2. 8～9		大雪により倒木、農業用施設等に被害。甲府45cm、河口湖66cm
平成 26. 2. 14～15		2週続けての大雪。1人が死亡、住宅、物置、農業用ハウス等の倒壊等甚大な被害により、災害救助法の適用を受ける。須玉町、小淵沢町、白州町、武川町で避難所開設、最大344人が避難。甲府112cm、河口湖112cm
平成 29. 10. 22～23		台風21号の影響により、道路等に被害。復旧額約1億円
平成 30. 6. 28～7. 8		平成30年7月豪雨。7. 4～6の大雨により市道等に被害
平成30. 9. 4～5		台風21号により道路、耕地に被害。復旧額約4億4千万円
平成 30. 9. 30～10. 1		台風24号により、道路、橋、耕地等554箇所、復旧額約10億8千万円
令和 1. 10. 10～13		令和元年東日本台風（台風19号） 大泉144mm、瑞牆山246mm、小森川220mm、甲川147mm、白州小248mm、大平546mm、日向山396mm、新奥236mm ※11日～13日の総雨量 避難勧告発令（市内全域20,994世帯、46,229人） 大雨特別警報発令 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定 避難所12施設、482世帯、1,048人

第2 被害想定

1 風水害

河川の氾濫については、県の調査により、釜無川及び塩川の浸水想定区域が公表されている。この浸水想定区域を浸水被害の前提とする。

一方、土砂災害については、県の調査により土砂災害警戒区域等（急傾斜の崩壊、土石流、地すべり）が指定されている。この指定箇所での土砂災害の発生を計画の前提とする。

なお、市は、これらの区域、避難場所等を示した北杜市ハザードマップを作成し、公表している。

〈土砂災害警戒区域等の指定状況〉

自然現象の種類	土砂警戒区域区域	うち特別警戒区域
急傾斜の崩壊	238 箇所	229 箇所
土石流	183 箇所	137 箇所
地すべり	3 箇所	0 箇所
合計	424 箇所	366 箇所

令和3年9月27日現在

2 雪害

平成26年2月に発生した大雪と同程度の雪害を前提とする。

3 火山災害

富士山及び近傍の火山噴火による降灰等を対象とする。

4 事故災害

原子力発電所での事故、危険物施設での爆発・炎上等、多数の被害者の発生する交通事故等を対象とする。

第2章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

地震災害編 第2章第1節「地域防災力の向上」を準用する。

第2節 防災知識の普及・啓発

地震災害編 第2章第2節「防災知識の普及・啓発」を準用する。

第3節 防災施設等の整備

地震災害編 第2章第4節「防災施設等の整備」を準用する。

第4節 火災予防対策

地震災害編 第2章第5節「火災の予防対策」を準用する。

第5節 風水害等予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 山地災害対策		県（中北林務環境事務所）
第2 土砂災害対策	総務部、建設部	
第3 河川災害対策	建設部	
第4 農業災害対策	産業観光部	
第5 林業災害対策	産業観光部	県（中北林務環境事務所）
第6 孤立対策	総務部	

第1 山地災害対策

1 保安林の整備

県は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、保安林を指定する。

なお、保安林内において、立木の伐採、土地の形質の変更等の行為等については、許可又は届出を行うこととなっている。

2 治山事業等の実施

県は、山腹崩壊、土石流、地すべり等の山地災害が発生するおそれのある山腹面及び溪流を調査し、山地災害危険地区に指定しており、この情報を基に、山地治山事業、地すべり防止事業等を実施する。

また、市、関係機関、地域住民等の協力を得て、危険箇所の周知、山地防災パトロール等、山地災害による被害を未然に防止するための「山地災害防止キャンペーン」を実施する。

第2 土砂災害対策

地震災害編 第2章第3節第5「土砂災害対策」に準ずる。

第3 河川災害対策

市は、浸水被害を防止するため、管理する中小河川及び水路の改修工事を行う。

また、県に対し県管理河川の改修事業の推進を要請する。

第4 農業災害対策

1 農業施設対策

市は、平時から地域、土地改良区等と協力し、施設の機能確認を行い農業施設の適切な維持管理を図るとともに、大雨時に関係機関・団体等と連携した対応がとれるよう体制を構築する。

なお、ため池については、地震災害編 第2章第3節第3「ため池等の整備」を準用する。

2 農作物対策

農業関係団体は、「山梨県農業災害対策要領」に基づき農作物の災害予防を指導する。

第2章 災害予防計画

第5節 風水害等予防対策

特に、凍霜害については、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風による風水害に対しては、時期別・作物別の技術的な指導を行う。

第5 林業災害対策

1 林業対策

県及び市は、林道及び治山施設の災害を防止するため、林道及び治山施設を調査し、補強等の適正措置をとる。

2 林地保全

県及び市は、林地に順応した適正な森林整備を行い、災害の未然防止を図る。

第6 孤立対策

市は、風水害による道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、地域が孤立する場合に備え、住民に対し家庭内備蓄を行うよう啓発する。

第6節 雪害予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 雪害予防体制の整備	総務部、建設部	
第2 公共施設等の備え	企画部	
第3 孤立対策	総務部	
第4 農業対策	産業観光部	

第1 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制及び情報連絡体制の整備を図る。

また、あらかじめ除雪を優先する道路を選定するとともに、迅速に除雪ができるよう事業者等との協力体制を構築する。

第2 公共施設等の備え

市は、降雪に備え、公共施設に除雪資機材、凍結防止剤等を備蓄する。

第3 孤立対策

市は、積雪による道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、地域が孤立する場合に備え、住民に対し家庭内備蓄を行うよう啓発する。

第4 農業対策

県は、降雪時における技術的な対策を「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針（大雪に対する技術対策資料）」にまとめている。

市は、農家に対し、当該指針を参考に農業用ハウスの再建、補強等について周知する。

第7節 特殊災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策	総務部	消防本部、関東東北産業保安監督部、県
第2 ガス施設の災害予防対策	総務部	液化石油ガス事業者

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市、消防本部及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、事業者に対し関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の対策を実施し保安思想の啓発を行う。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 各種の講習会及び研修会の開催 | (2) 災害予防週間等の設定 |
| (3) 防災訓練の徹底 | |

2 規制及び指導の実施

関東東北産業保安監督部、県、市及び消防本部は、施設の維持及び技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、事業者に対し、次の規制及び指導を行う。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施 |
| (2) 関係行政機関との緊密な連携 |
| (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進 |

3 自主保安体制の充実

各事業所は、次の自主的な保安体制の充実に取り組む。

- | |
|----------------------------|
| (1) 取扱責任者の選任 |
| (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄 |
| (3) 自衛消防組織の整備 |
| (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進 |

4 消防体制の整備

市及び消防本部は、消防職員及び消防団員の確保と資質の向上を図る。
また、資機材等の整備に努める。

第2 ガス施設の災害予防対策

1 コミュニティーガスの措置

液化石油ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス施設について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して災害時の知識普及
- (5) 防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、県及び液化石油ガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

第8節 応急活動体制の整備

地震災害編 第2章第7節「応急活動体制の整備」を準用する。

第9節 要配慮者対策

地震災害編 第2章第8節「要配慮者対策」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 災害対策本部

地震災害編 第3章第1節第1「災害対策本部」を準用する。

第2 災害警戒本部

地震災害編 第3章第1節第2「災害警戒本部」を準用する。

第3 市の配備体制

1 配備体制

配備体制は、次のとおりである。

種別	基準	内容	配備要員
警戒配備	1 早期注意情報の[中]又は[高]が発表された場合で、総務部長が必要と認めたとき。 2 事故災害が発生し、総務部長が必要と認めたとき。	防災担当が情報収集を行う体制	
配備検討会議	1 次の気象警報が発表され、総務部長が必要と認めたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 2 数日以内に台風接近等による暴風雨が予想され、総務部長が必要と認めたとき。 3 各部長が必要と認めたとき。	部長及び防災担当課長により配備体制及び対策方針を検討	・議長：総務部長 ・会議メンバー：副市長、各部長



配備検討会議で次のいずれかの体制を決定



各部対応		小規模の被害発生又は事前準備に対するため、各部各課で対応する体制(全庁的な体制を必要としない場合)	各部各課で定める。
第一配備 (災害警戒本部)	[目安] ・気象警報が発表され、大雨、浸水等が予想されるとき(事前避難を行うとき)。 ・延焼火災が発生したとき。 ・大規模事故が発生したとき。 ・積雪が予想されるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	事前避難(避難場所開設)、避難行動要支援者の避難支援、河川・崖地等の警戒等、災害発生に備えた体制	各部各課で定める。
第二配備 (災害対策本部)	[目安] ・市域に局地的な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害が発生し、各部各課が必要な人員を動員し、対策を実施する体制	各部各課で定める。
第三配備 (災害対策本部)	[目安] ・市域に大規模な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する体制	全職員

2 配備の決定

配備体制は、配備検討会議を開催し、気象状況、被害状況等を踏まえ決定する。
その他は市長が決定する。

3 職員への参集連絡

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。
配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に配備が必要な場合は、職員一斉メール、所属長からの電話等で連絡する。
なお、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報等が発表される等、激しい降雨が認められる場合は、各職員の判断により参集せずに自宅待機等の措置をとる。

4 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。
ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所へ参集する。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 気象情報等の収集・伝達	総括班	北杜警察署
第2 被害情報の収集・報告	総括班、情報班、広報班	消防本部

第1 気象情報等の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、中北地域県民センターその他当該事象に関係する機関に通報する。

2 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報等の収集

気象庁等が発表する主な気象情報等は、次のとおりである。市は、これらの情報を収集する。

区分	内容
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に発表 種類は、大雨、大雪、暴風、暴風雪
警報	<ul style="list-style-type: none"> 重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報 種類は、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪
注意報	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報 種類は、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温
記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測あるいは解析された場合（1時間雨量が100mm以上）、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 県及び甲府地方気象台は、共同で、市町村を単位として発表 大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに発表する。
早期注意情報（警報級の可能性）	<ul style="list-style-type: none"> 警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性の高さに応じて〔高〕、〔中〕の2段階で伝える情報

顕著な大雨に関する気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報 ・警戒レベル4相当以上の状況で、気象情報の一種として気象庁及び甲府地方気象台で発表する。
---------------	--

(2) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分される。

市は、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加し伝達する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報(市発令)	防災気象情報等(警戒レベル相当情報)
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨特別警報(浸水害) ・塩川氾濫発生情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「災害切迫」(黒) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)「災害切迫」(黒) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「災害切迫」(黒) ・決壊、越水発生(現場からの情報)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「危険」(紫) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険」(紫) ・塩川氾濫危険情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「警戒」(赤) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「警戒」(赤) ・夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い大雨注意報 ・塩川氾濫警戒情報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「注意」(黄) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「注意」(黄) ・塩川氾濫注意情報
1	今後気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	-	早期注意情報(警報級の可能性)[中]又は[高]が予想されている場合

(3) 火災気象通報

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報の収集伝達・広報

甲府地方気象台は、乾燥注意報・強風注意報を発表したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

市長は、知事から火災気象通報を受けたときは、関係機関及び住民に伝達する。さらに、火災の予防上危険であると認める場合に火災警報を発令する。

(4) 火山に関する情報

気象庁が発表する火山情報のうち、本市に関係する情報は、降灰予報である。

<ul style="list-style-type: none"> ・降灰量分布、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測 ・定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍で対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとるための「降灰予報（詳細）」の3種類がある。
--

(5) 洪水予報

県及び気象庁は、共同で塩川の洪水予報を発表し、県中北建設事務所峡北支所から市に連絡される。洪水予報の基準地点及び基準水位は、次のとおりである。

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

(6) 水位到達情報

県中北建設事務所峡北支所は、釜無川の水位到達情報を市に通知する。水位到達情報の基準地点及び水位は、次のとおりである。

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(計画高水位)
穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m	2.80m
国塚橋	1.70m	2.90m	4.00m	4.60m	4.40m

(7) 水防警報

県中北建設事務所峡北支所は、釜無川の水防警報を市に伝達する。警報の種類は、次のとおりである。基準地点及び水位は、水位到達情報と同様である。

種類	内容
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
情報	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

(8) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3 気象情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS、コミュニティFM放送等を用いて伝達する。

第2 被害情報の収集・報告

地震災害編 第3章第2節第2「被害情報の収集・報告」を準用する。

第3節 広域応援体制

地震災害編 第3章第3節「広域応援体制」を準用する。

第4節 消火・救助活動

地震災害編 第3章第4節「消火・救助活動」を準用する。

第5節 交通輸送

地震災害編 第3章第5節「交通輸送」を準用する。

第6節 災害警備

地震災害編 第3章第6節「災害警備」を準用する。

第7節 避難対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 自主避難	総括班、広報班、避難所班、支所班	
第3 避難指示等の発令	総括班、広報班、要配慮者班	

第1 避難の基本方針

1 風水害時の避難行動

風水害時は、警戒レベルに応じた次の避難行動を基本とする。

(1) 台風の接近等により危険が想定される場合（概ね警戒レベル2・3）は、事前に自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。

その場合は、優先開設避難場所を開設し収容する。

(2) 浸水、土砂災害等の危険がある場合（概ね警戒レベル4）は、危険区域の居住者等に対して避難指示を発令する。

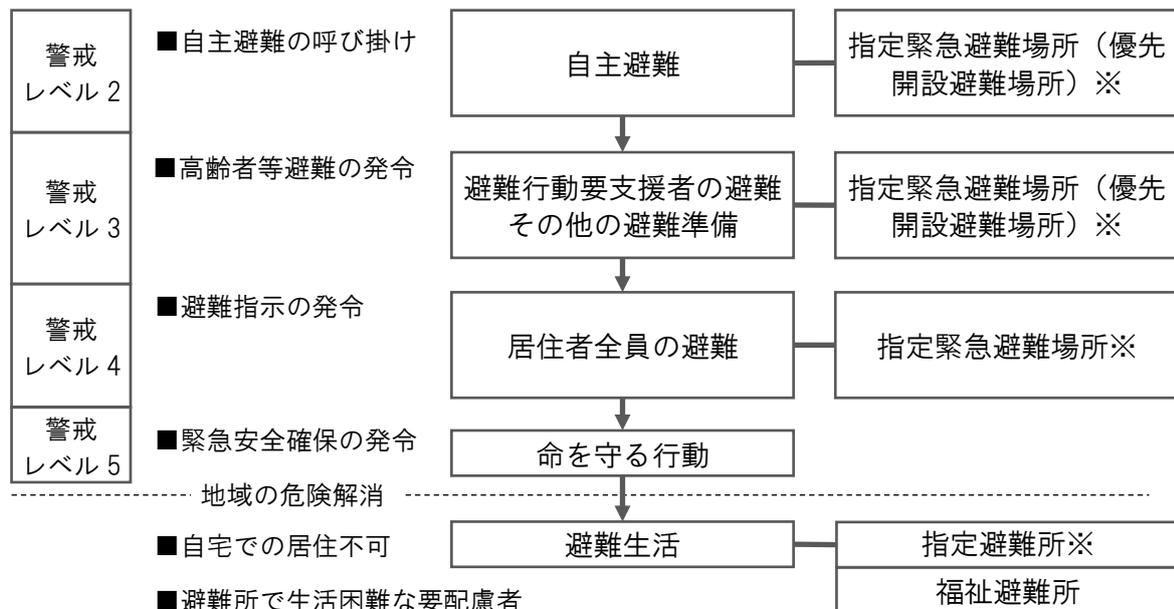
その場合は、避難対象区域の全ての指定緊急避難場所を開設し収容する。

(3) 危険が切迫した場合（概ね警戒レベル5）は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。

(4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。

(5) 自宅が被災し居住不可能な場合は、指定避難所で生活する。

避難の基本



※安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等での分散避難、在宅避難（屋内安全確保）を含む。

2 避難先

避難先は、指定緊急避難場所、住民自身が確保した安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等で

の分散避難、堅牢な建物の上層階等での在宅避難（屋内安全確保）とする。

また、自宅が被災し居住不可能な場合は、指定避難所のほか、住民自身が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等で避難生活を行うものとする。

第2 自主避難

市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように優先開設避難場所を開設し、住民の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

第3 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用する。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165）第94条

避難指示等の発令基準は、資料編を参照のこと。

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象者等に伝達する。

ア 防災行政無線
イ 北杜ほっとメール
ウ 消防防災課 SNS
エ 広報車による呼びかけ
オ Lアラートによるテレビ、ラジオ

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難対策

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア 警戒レベル	イ 避難対象地域	ウ 避難先
エ 避難指示等の理由	オ その他必要な事項	

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織を中心に住民が行うこととする。

4 避難行動要支援者の避難支援

市から事前に避難行動要支援者名簿を提供されている避難支援等関係者（消防団、行政区、民生委員児童委員等）は、自分自身、家族等の安全を確保したうえで、名簿に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

市、消防団、北杜警察署等は、安否が確認できない要支援者を把握し、必要な救助を行う。

5 立退き完了の確認

市は、消防団、北杜警察署の協力を得て、避難対象地域を巡回し、立退きの完了を確認する。

以下、地震災害編 第3章第7節第3「警戒区域の設定」以降を準用する。

第8節 医療対策

地震災害編 第3章第8節「医療対策」を準用する。

第9節 食料・飲料水等の供給

地震災害編 第3章第9節「食料・飲料水等の供給」を準用する。

第10節 災害廃棄物処理

地震災害編 第3章第10節「災害廃棄物処理」を準用する。

第11節 住宅等対策

地震災害編 第3章第11節「住宅等対策」を準用する。

第12節 遺体の搜索・処理・埋葬

地震災害編 第3章第12節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第13節 応急教育

地震災害編 第3章第13節「応急教育」を準用する。

第14節 生活関連施設の応急対策

地震災害編 第3章第14節「生活関連施設の応急対策」を準用する。

第15節 被災者の生活支援

地震災害編 第3章第15節「被災者の生活支援」を準用する。

第16節 災害ボランティア活動

地震災害編 第3章第16節「災害ボランティア活動」を準用する。

第17節 事故災害対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 危険物事故災害対策	総括班	消防本部、中北保健所、北杜警察署
第2 交通災害対策	総括班	消防本部、北杜警察署
第3 道路災害対策	総括班	消防本部、北杜警察署

第1 危険物事故災害対策

1 市の対応

(1) 情報収集

市は、危険物等事故が発生した場合、警戒配備をしき情報収集を行う。

(2) 事故への対応

消防本部は、北杜警察署等と連携して、消火及び救助活動を行う。

市は、危険物の漏出、火災等により、事故現場周辺に影響が拡大する場合は、対象地域の住民等に避難指示を発令し、安全な緊急避難場所に誘導する。

2 火薬類の応急対策

火薬類を扱う施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張人をつける。
- (2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
- (3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに消防本部、北杜警察署に通報する。

3 高圧ガスの応急対策

高圧ガス施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止する等、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防本部、北杜警察署、荷受人等へ通報する。

なお、緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

4 危険物の応急対策

危険物施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- (4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防本部、北杜警察署等に速やかに通報する。

5 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、中北保健所、北杜警察署、消防本部等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

6 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、北杜警察署、消防本部等関係機関の協力を得て、次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して、避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療機関へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第2 交通災害対策

市域において、航空機の墜落・炎上、列車の転覆・脱線等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

1 情報収集・伝達体制

市は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

2 消防活動

消防本部は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防本部に消火活動の応援要請を行う。

3 救出・救護活動

消防本部は、救出のため必要な資機材を投入し、迅速な活動にあたる。負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、北巨摩医師会、日赤山梨県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ及び応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

5 交通規制

北杜警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。
また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。
市は、広報活動に協力する。

6 防疫・清掃

市は、情報等により当該航空機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。
市は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

7 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種の災害時広報手段を活用して住民に周知する。

8 その他支援

市は、県、事故の原因者及びその他関係機関から要請があった場合は、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3 道路災害対策

道路構造物の崩落等、危険物等を積載する車両等の事故に対し、被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

1 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、市に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

市は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

2 消防活動

消防本部は、道路管理者と協力して、迅速な消火活動、危険物の拡散防止、防除等を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防本部に消火活動等の応援要請を行う。

3 救助・救急

消防本部は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県及び他の消防本部に応援を要請する。

4 交通規制

北杜警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去、迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

5 避難対策

市は、避難場所を開設する。
また、北杜警察署は、避難誘導について協力する。

6 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種災害時広報手段を活用し、住民に周知する。

7 その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第18節 雪害対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 市の配備体制	全班	
第2 情報の収集・伝達	総括班、広報班、情報班	
第3 避難	総括班、避難所班、支所班	
第4 道路の除雪	復旧班	
第5 要配慮者への支援	要配慮者班、消防団	市社会福祉協議会

第1 市の配備体制

市は、大雪注意報又は大雪警報が発表された場合、配備検討会議を開催し、配備体制を決定する。

配備体制は、概ね次のとおりとする。

種別	基準	内容	配備要員
警戒配備	大雪注意報が発表され、総務部長が必要と認めたとき。	気象状況の推移等の情報収集を行う体制	・消防防災課
配備検討会議	1 大雪警報が発表され、総務部長が必要と認めたとき。 2 各部長が必要と認めたとき。	部長及び防災担当課長により配備体制及び対策方針を検討	・議長：総務部長 ・会議メンバー：副市長、各部長



配備検討会議で次のいずれかの体制を決定



各部対応	配備検討会議で決定する。	降雪に備え、各部各課で必要な事前準備を行う体制	各部各課で定める。
第一配備 (災害警戒本部)	配備検討会議で決定する。	大雪警報が発表される等、道路の除雪、避難場所開設等の対策を全庁的に行う体制	各部各課で定める。
第二配備 (災害対策本部)	配備検討会議で決定する。	相当規模の雪害発生又はそのおそれがあり、各部各課が必要な人員を動員し、対策を実施する体制	各部各課で定める。

第2 情報の収集・伝達

1 情報収集・伝達

市は、関係機関から降雪、道路の通行、交通機関の運行等に関する情報を収集し、住民等に伝達する。主な内容は、次のとおりである。

第3章 災害応急対策計画

第18節 雪害対策

- (1) 降雪・積雪の状況、被害発生の可能性等
- (2) 積雪、停電等に備えた事前準備、自動車等による二次災害への注意喚起
- (3) 積雪による煙突、排気管損傷等に伴う中毒事故への注意喚起
- (4) 要配慮者等の自主避難の呼び掛け、安否確認
- (5) 降雪終了後の生活道路の自主的な除雪

2 被害状況の報告等

市は、雪害による被害の有無等を確認した場合は、県に状況を報告する。

第3 避難

市は、相当の積雪が予想され、自宅での生活が不安な住民に対し、親戚・知人宅等への早めの自主避難を呼び掛ける。

また、緊急避難場所（優先開設避難場所）を開設し、自主的な避難者を受け入れる。その際、食料、飲料水、毛布等の持参を要請する。

また、交通途絶による帰宅困難者が発生した場合は、交通事業者と連携して一時滞在施設を提供する等の支援体制を構築する。

第4 道路の除雪

市は、道路の通行確保のため、各道路管理者と相互に連携し、建設事業者との協定に基づき、除雪優先道路の除雪作業を実施する。

第5 要配慮者への支援

市は、降雪が収束した後、要配慮者の安全確保のため、行政区、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等に対し、安否確認、除排雪の協力等の協力要請を行う。

また、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる支援対策を行う。

第19節 火山災害対策

本市域には、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山、及び活火山に定義される火山は存在していないため、生命に危険を及ぼす火山現象は想定されていない。

しかし、近傍の火山で噴火が発生し、強風の条件下においては市域への降灰の影響が想定される。さらに、富士山が噴火した場合には、富士吉田市の避難者を受入れることが定められている。

このため、これらの対処するため火山災害対策を定める。

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 市の配備体制	全班	
第2 情報の収集・伝達	総括班、広報班、情報班	
第3 降灰対策	廃棄物班、復旧班	
第4 避難者の受入れ	総括班、避難所班、支所班	

第1 市の配備体制

市は、富士山に噴火警報（警戒レベル2・3）が発表された場合、又は近傍の火山噴火により市域に降灰が予想される場合は、警戒配備をしき、火山情報を収集する。

さらに、富士山に噴火警報（警戒レベル4・5）が発表された場合は、配備検討会議により必要な体制をとる。

第2 火山情報の収集・伝達

市は、気象庁の発表する火山情報を収集する。

1 降灰情報の収集

(1) 降灰予報（定時）

- ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表
- イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(2) 降灰予報（速報）

- ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表
- イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表
- オ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(3) 降灰予報（詳細）

ア	噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表
イ	降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
ウ	降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
エ	降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表
オ	降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表
カ	噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

(4) 降灰量

気象庁は、降灰量の情報をわかりやすく防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」「少量」の3階級に区分し発表する。

名称	厚さ キーワード	イメージ		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 (慢性の喘息、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。)	運転を控える。 (降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。)	がいに 碍子※への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護する。 (喘息患者及び呼吸器疾患を持つ人は、症状悪化のおそれがある。)	徐行運転する。 (短時間で強く降る場合は、視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。(およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始))	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがよくわかる。	窓を閉める。 (火山灰が衣服及び身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。)	フロントガラスの除灰。 (火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。)	航空機の運航不可

2 富士山の噴火情報の収集

富士山については、避難者の受入れのために噴火警報等の情報を収集する。

(1) 噴火警報の対象範囲

気象庁は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺及び居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）

の発生が予想される場合、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して噴火警報を発表する。

富士山は、噴火警戒レベルが運用されているため、噴火警戒レベルを付して発表される。

(2) 噴火警報の種類

噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地）」（又は「噴火警報」）として発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関、住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。

3 降灰情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

第3 降灰対策

1 火山灰の収集・処理

火山灰は、次のとおり収集・処理を実施することを基本とする。

- (1) 宅地等の火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- (2) 宅地等の火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に市が実施し、行う。
- (3) 道路上の火山灰は、道路管理者が除去、収集、運搬、処理を行う。
- (4) 火山灰の処理は、市が県及び関係機関と調整の上、行う。

2 相談の実施

市は、降灰の状況に応じ相談窓口を開設し、健康、火山灰の収集等の相談を受け付ける。

第4 避難者の受入れ

市は、富士山の噴火により富士吉田市から避難者の受入要請があった場合、県と調整の上、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入れに努める。

第20節 原子力災害対策

本節は、中部電力（株）浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 情報の収集及び連絡体制の確立	総括班	
第2 市の配備体制	全班	
第3 モニタリング活動	廃棄物班、給水班	
第4 避難者の受入れ	総括班、避難所班、支所班	
第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動	総括班、避難所班、支所班	
第6 飲料水・飲食物の摂取制限	物資班、給水班	
第7 住民等への情報伝達	広報班	

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

県は、国及び静岡県から次の情報を収集し、必要に応じて県内市町村に連絡する。

時期	事態	情報
警戒事態発生後	静岡県内で震度6弱以上の地震が発生する等、原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合	原子力事業所の状況 等
施設敷地緊急事態発生後	全交流電源の喪失等の原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合	原子力発電所の状況 緊急時モニタリング情報 防護措置の実施状況 等
全面緊急事態発生後	全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能等の原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合	原子力発電所周辺の状況 緊急時モニタリング情報 避難・屋内退避等の状況 緊急事態応急対策活動の状況

第2 市の配備体制

市は、県から原子力災害に関する情報の連絡を受けた場合、警戒配備をしき情報収集を行う。

第3 モニタリング活動

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するほか、国からの指示により緊急時モニタリング等を実施する。

市は、これらの情報を入手し、住民に伝達する。
また、必要に応じて独自にモニタリングを行い住民に公表する。

第4 避難者の受入れ

市は、原子力災害の発生により県外から避難者の受入要請があった場合、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入れに努める。

なお、浜岡原子力発電所で災害が発生した場合、県内に静岡県牧之原市の避難者の受入れが計画されており、県と調整の上、避難者を受入れる。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 内閣総理大臣からの指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条の規定に基づき応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、次の指標を踏まえて、住民等に屋内退避、避難指示等を行うべきことの指示を行う。

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難、屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※4を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

2 避難指示等の発令

市は、内閣総理大臣から屋内退避、若しくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置をとる。

第6 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置について指示があった場合、その措置をとる。

また、県からの指示により、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等について、必要な措置をとる。

第7 住民等への情報伝達

市は、ホームページ、メール等多様な情報伝達手段により情報を伝達する。

また、県と連携し必要に応じ、相談窓口の設置等、住民等からの問い合わせに対応する。

第21節 災害救助法の適用

地震災害編 第3章第17節「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧

地震災害編 第5章第1節「災害復旧」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

地震災害編 第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第5章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

北杜市水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下、本章において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減すること目的とするものである。

第2 水防の責任等

1 市

市は、水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (7) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (11) 警戒区域の設定（法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (19) 水防協議会の設置（法第34条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

第5章 水防計画
第1節 総則

(24) 消防事務との調整（法第50条）

2 居住者等の義務

居住者等は、次の義務を有している。

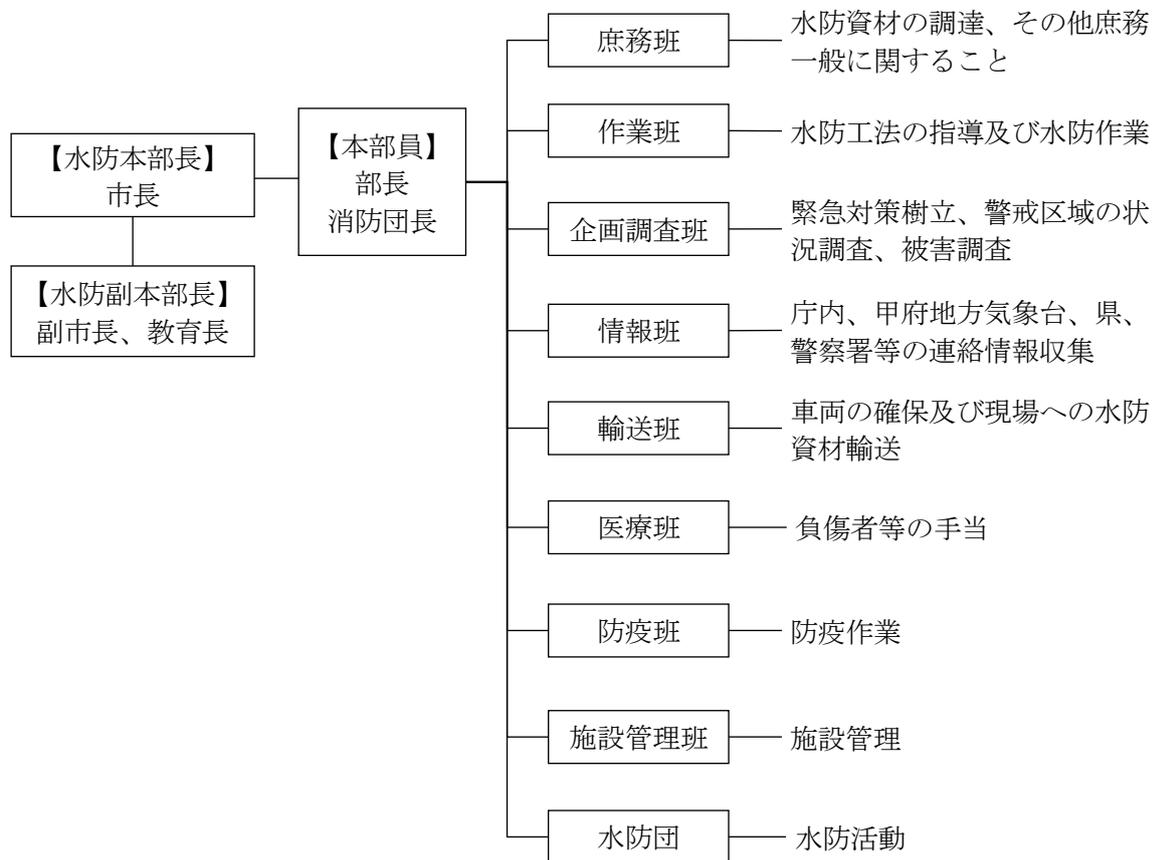
- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第3 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2節 水防組織

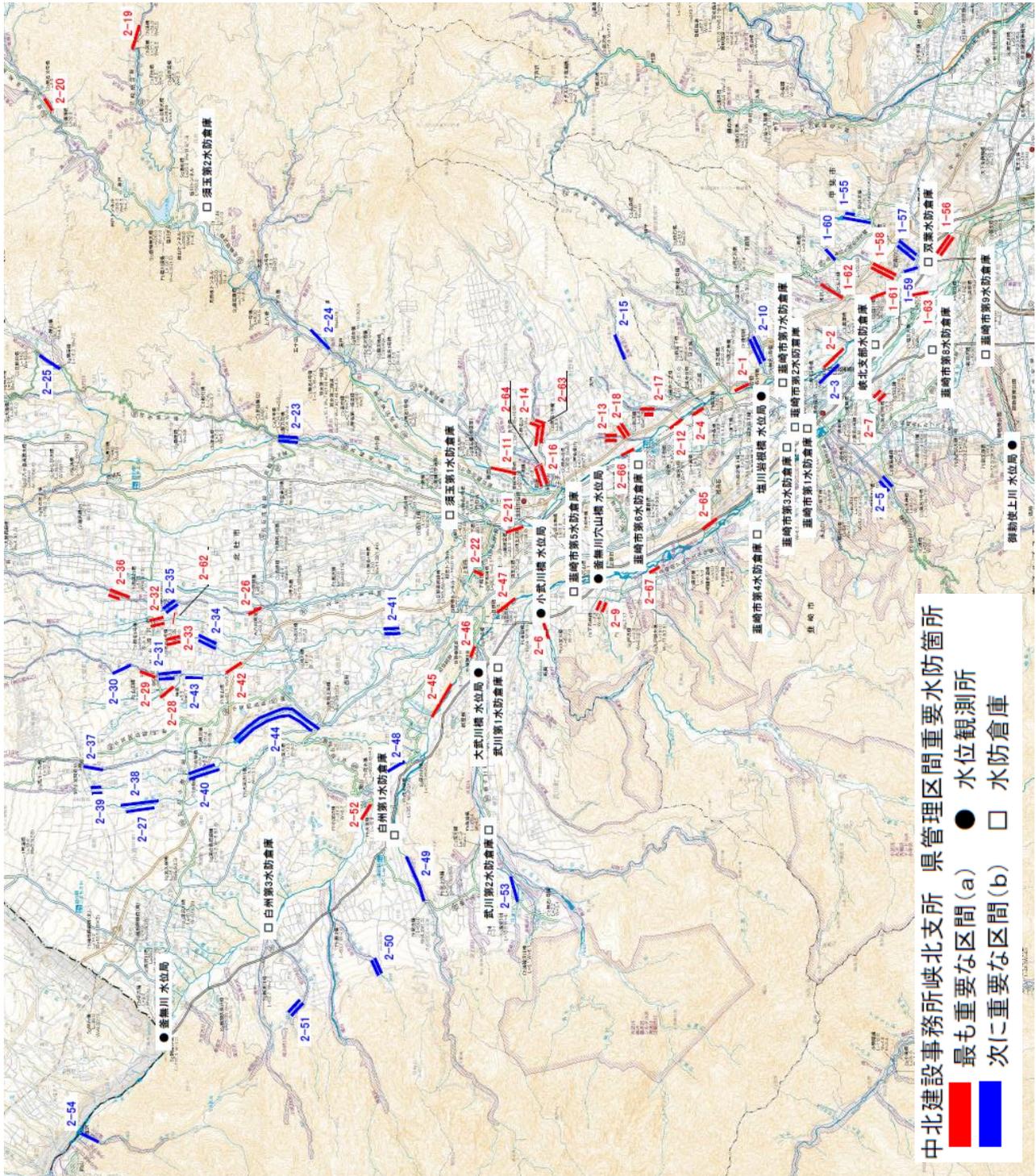
市は、山梨県水防計画に基づき、水防管理団体として北杜市水防本部を次のとおり組織する。
なお、北杜市地域防災計画に基づく北杜市災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合する。



〈北杜市水防本部の組織〉

第3節 重要水防箇所

市域における重要水防箇所は、次のとおりである。



第4節 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

1 注意報及び警報

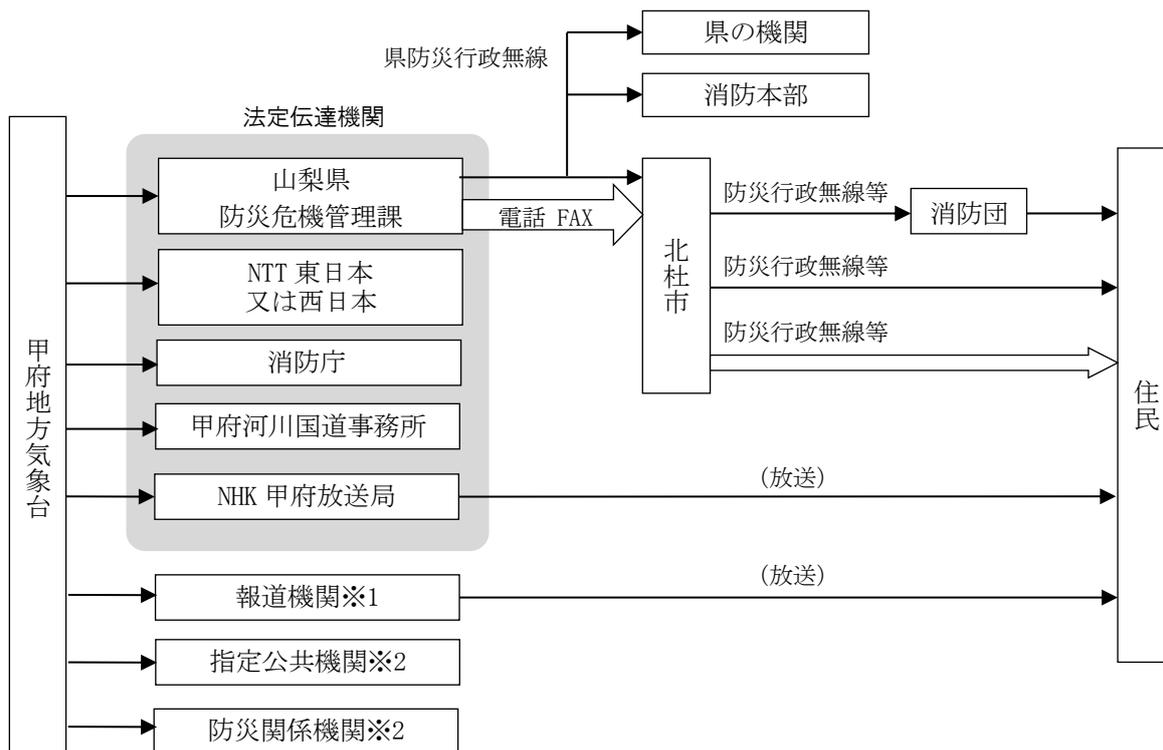
市は、県等を通じて、甲府地方気象台長が通知する予報及び警報を受理する。

区分		内容
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく高まったときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

2 伝達経路

注意報及び警報の伝達経路は、次のとおりである。

第5章 水防計画
 第4節 予報及び警報



- 注 1) すべての注意報、警報は全機関（NTT 東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。
 注 2) ≡➡ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注 3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
 注 4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
- ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府 CATV
 ※2) 指定公共機関は東京電力 PG
 ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第 1 特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

第2 洪水予報

県（知事）と甲府地方気象台は、共同で塩川の洪水予報を発表し、関係機関に通知する。
市は、県中北建設事務所峡北支所から、当該通知を受理する。
なお、洪水予報の対象となる基準地点及び基準水位は、次のとおりである。

〈洪水予報を行う河川名及びその区域〉

予報区域名	河川名	区域
塩川	塩川	左岸：山梨県北杜市明野町上手字下反保 278 番-1 地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢 5577 番-1 地先まで 右岸：山梨県韮崎市小田町小田川字八ツ倉 923 番 4 地先から山梨県韮崎市本町四丁目 3125 番地先まで

〈洪水予報の対象となる基準地点と基準水位〉

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

第3 水位到達情報

県（知事）は、指定した河川について、水位が避難判断水位及び氾濫危険水位等に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知する。
市は、県中北建設事務所峡北支所から釜無川の水位到達情報を受理する。
水位到達情報の基準地点及び水位は、次のとおりである。

〈水位到達情報の通知を行う河川名、区域〉

河川名	区域
釜無川	左岸：北杜市白州町花水字花水 2249 番の 3 地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目 4621 番 4 地先武田橋まで 右岸：北杜市白州町台ヶ原字花水 380 番の 22 地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原 218 番 169 地先武田橋まで

〈水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位〉

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(計画高水位)
穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m	2.80m
国塚橋	1.70m	2.90m	4.00m	4.60m	4.40m

第4 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第5章 水防計画
第4節 予報及び警報

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

なお、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 種類及び発表基準

知事は、指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

市は、県中北建設事務所峡北支所から水防警報を受理する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

〈水防警報の種類、内容及び発表基準〉

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	状況により必要と認めるとき。

〈水防警報を行う河川名、区域〉

河川名	区間
塩川	左岸：山梨県北杜市明野町上手字下反保 278 番-1 地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢 5577 番-1 地先まで 右岸：山梨県韮崎市中田町小田川字八ツ倉 923 番 4 地先から山梨県韮崎市本町四丁目 3125 番地先まで
釜無川	左岸：北杜市白州町花水字花水 2249 番の 3 地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目 4621 番 4 地先武田橋まで 右岸：北杜市白州町台ヶ原字花水 380 番の 22 地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原 218 番 169 地先武田橋まで

〈水防警報の対象となる基準観測所〉

河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高水位
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m	3.00m
釜無川	穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m	2.80m
	国塚橋	1.70m	2.90m	4.00m	4.60m	4.40m

第5節 水防活動

第1 水防団の非常配備

1 水防団の水防非常配備

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準は、おおむね次のとおりである。

〈水防非常配備〉

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	<ul style="list-style-type: none"> 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 水防警報（待機）が発令されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	水防団の連絡員を水防管理団体の本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 水防警報（準備）が発令されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	水防団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。 水防警報（出動）が発令されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	市長が解除の指令をしたとき	

2 報告

次の場合には、水防本部長（市長）は、中北建設事務所水防支部に報告する。

- （1）氾濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても、水防団及び消防本部が出動したとき。
- （2）危険が増して水防作業を開始したとき。
- （3）堤防その他の異状を発見したとき。

第2 巡回及び警戒

1 平常時

水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防本部消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、中北建設事務所長及び河川等の管理者に連絡する。

ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3 水防作業

水防団長（消防団長）は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域、近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団員（消防団員）は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者（市長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）及び消防本部に属する者並びに水防管理者（市長）から委任を受けた者は、一般交通の用に供

しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防本部に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防本部に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防本部に属する者の職権を行うことができる。

第6 避難のための立退き

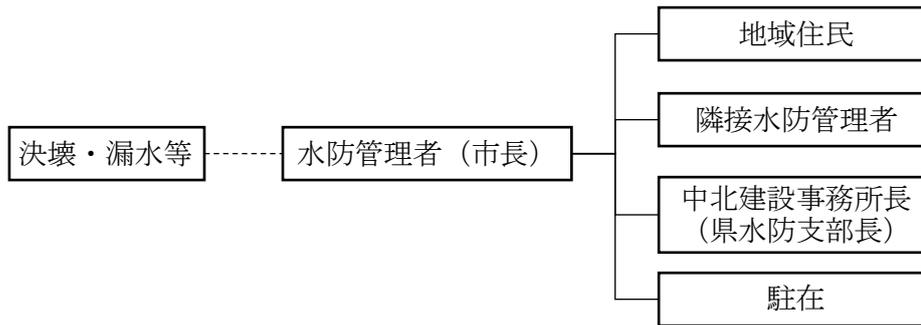
- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（市長）が指示をする場合においては、警察署長にその旨を通知する。
- 2 水防管理者（市長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を中北建設事務所長に速やかに報告する。
- 3 水防管理者（市長）は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知する。

第7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防管理者等は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりである。



〈連絡系統図〉

2 決壊等後の措置

水防管理者等は、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第8 水防非常配備の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防非常配備を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、水防非常配備を解除したときは、中北建設事務所を通じ県水防本部に報告する。

第6節 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

〈水防信号〉

信号の種類	配備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者の出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第7節 協力応援

第1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者である県知事は、各水防管理団体との協議に基づいて自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防活動に協力する。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

第2 自治体の協力及び援助

水防その他応急対策に関する自治体の協力及び援助は、市が締結した相互応援協定により要請する。

第3 水防管理団体相互の協力及び応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防管理者（市長）の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者（市長）は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第4 警察官の出動要請

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

第5 自衛隊の派遣要請

水防管理者（市長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北杜市地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （1）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）派遣部隊が展開できる場所
- （5）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（市長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第8節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、市が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

2 利益を受ける市町村の費用負担

市の水防によって、市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、市と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

当該協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請する。

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防本部消防長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一部使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者（市長）から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証明書

水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は又は消防本部消防長は、公用負担を命ずる権限を行使するときは、その身分を示す証明書を、水防管理者（市長）から委任を受けた者は、水防管理者（市長）より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

<p>公用負担権限委任証</p> <p>〇〇水防団〇〇部長 氏名 〇〇 〇〇〇</p> <p>上記のものに〇〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 氏名 〇〇 〇〇〇 印</p>
--

3 公用負担命令

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

<p>公用負担命令書</p> <table><tr><td>第</td><td>号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>種類</td><td></td><td>員数</td><td></td></tr><tr><td>使用</td><td>収用</td><td></td><td>処分</td></tr></table> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日 水防管理者 事務取扱者 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>	第	号			種類		員数		使用	収用		処分
第	号											
種類		員数										
使用	収用		処分									

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第9節 水防報告

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（市長）は、次の記録を作成し、保管するように努める。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員又は消防本部に属する者の出動の時期及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処理とその効果
- (7) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (8) 法第28条による収用、使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察の援助状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見

第2 水防報告

水防管理者（市長）は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告書様式1及び2により、中北建設事務所長を経由して県水防本部長に報告する。

水防活動報告書様式1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川		警戒水位	m						
			雨量	mm						
水防実施箇所	川		左岸	地先	m					
			右岸							
日時	自	月	日	時	至	月	日	時		
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所								m	
	工法									
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵				居住者の					
	万年、土俵				出動状況					
	なわ				水防関係者の					
	丸太				死傷					
	その他				雨量水位の					
					状況					
水防活動に関する自己批判備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(〇袋) ・避難誘導(〇世帯) ・排水作業(〇件)

〇〇川左岸堤防巡視

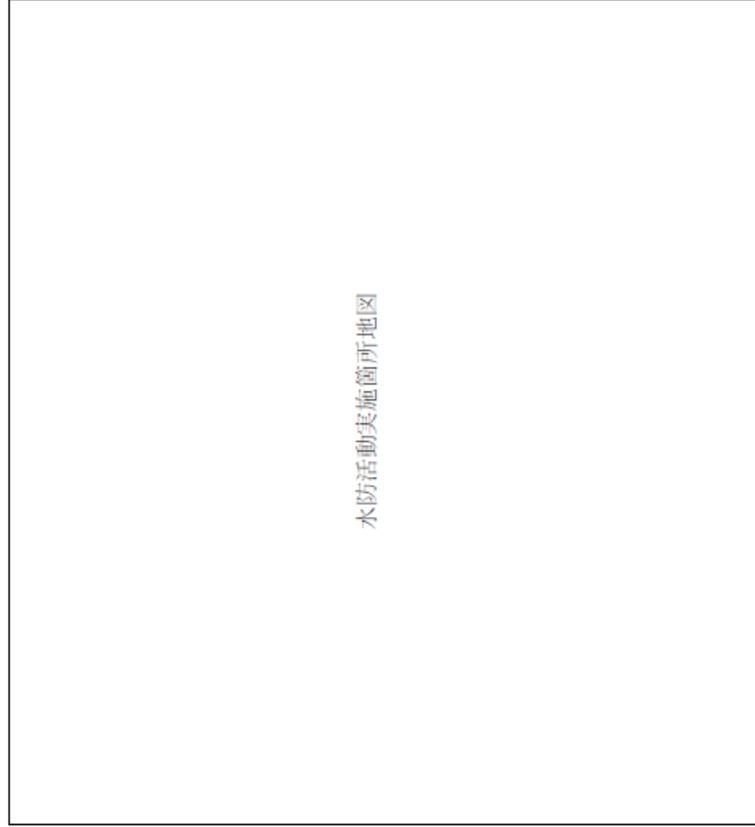
〇〇川左岸積み土のう工

〇〇川左岸堤防巡視

〇〇川左岸積み土のう工

〇〇川右岸月の輸工法

〇〇地区の浸水状況



水防活動実施箇所地図

第10節 水防訓練

水防管理団体（市）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団（消防団）、消防本部及び水防協力団体等と連携して水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、県が主催する水防研修、関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員（消防団員）を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第11節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

北杜市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川及びそれ以外の河川について、浸水想定区域の指定があったときは、北杜市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第2 洪水ハザードマップの作成

市長は、北杜市地域防災計画において定められた上記(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップを作成し、配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

第3 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。

また、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、看板・電柱等への掲示等により、住民等に周知する。

なお、図面等を公表する場合は、住民への各戸配布、インターネット上での公表等により行う。

第4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により北杜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告する。

また、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、北杜市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

第5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により北杜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

また、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、北杜市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。